

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第62回理事会

平成14年6月

第 6 2 回 理事会次第

平成14年 6月24日（月） 18:00～

四ツ谷・スクワール麹町 5F 豊

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 議 事

(1) 運営審議会（理事会諮問事項の再審議）の結果報告

〔事項〕①償い事業終了後のアジア女性基金のあり方

②償い事業評価と報告書

③償い事業に関連した理事長談話、国内発表並びに当該国・地域への対応

(2) 償い金の募金終了に関する広報等の扱い（事務局）

4. その他

資 料

	ページ
【報告事項】	
第62回運営審議会の審議結果報告	1
答申書	3
【審議事項】	
理事長談話（案）	5
寄附金（募金）等に関する対応について（案）	9
新聞広告（案）	11
【その他】	
寄附金（募金）の収支状況	13
寄附金収支調べ	14

答 申 書

取扱注意

資料付添
2005.6.24

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 村山 富市 殿

第75回理事会(平成16年10月27日開催)決定に基づく諮問事項に関しまして、2004年11月17日、2005年1月11日、および、3月14日開催の運営審議委員会における審議の結果をご報告申し上げます。

平成17年3月30日

運営審議会委員長 横田 洋王

[諮問事項]

1. アジア女性基金の解散後、継承すべき事業について
2. その体制、方法について

[運営審議会の審議結果]

1. アジア女性基金の解散後、継承すべき事業

審議の結果、アジア女性基金の解散後、以下の事業が継承されることが望ましいとされた。

- ① 償い事業を受け取られた方々へのアフターケア
- ② アジア女性基金の保管している資料等の取り扱い
- ③ 現代における女性の尊厳に関わる事業
- ④ 「慰安婦」問題に関する残された問題

アフターケアについては、アジア女性基金の事業を受け取った元「慰安婦」のお一人でも生きていらっしゃる間は、何らかのケアを継続できる組織が考慮されることが望ましい。

資料等の取り扱いについては、資料整備委員会が議論を重ねており、その取り扱い、および、解散後の保管の方法などについては、遠からず結論が出されると思われる。資料整備委員会の決定を待つ段階であるが、運営審議会としては、個人情報等が含まれている書類もあるので、それらの適正な保管・管理に細心の配慮をすべきであると考えます。また、アジア女性基金が独自に集めた貴重な文献などが散逸しない取り扱いが重要である。

女性尊厳事業については、アジア女性基金の解散によって、日本政府の政策からその部分が抜け落ちることは、望ましいことではない。また、「慰安婦」問題の反省に立って行ってきたさまざまな現代の女性に対する暴力や人権侵害の問題に取り組む女性尊厳事業は、国際的にも高く評価されており、志のある人々で、新たな組織(NGO/NPO)を立ち上げ、この事業を継続することは、望ましいと同時に可能であると思われる。

「慰安婦」問題に関する残された問題については、アジア女性基金は、償い事業に関する対象国あるいは対象者について検討した最初の段階で、外交上の話し合いに基づき、相手国政府の協力が得られることを前提に事業を実施することとなった。その結果、話し合いがついていない国については、アジア女性基金は償い事業を個別には行わなかった。この残された問題については、日本政府が対応する性質の問題であると判断する。

2. その体制、方法について

継承されることが望ましい事業について、アジア女性基金の解散後、どのように継承するか、その方法について、以下の諸点を審議した。

- ① 他の団体につなげる
- ② 新たな組織を作る
- ③ 政府に対応をゆだねる

継承の方法について、理事会において一部の理事から提案があった、他の既存の団体に事業を引き継いでもらう可能性について、政府の意見も含め、具体的に幅広く検討した。その結果、それぞれの団体の設立目的、活動内容、職務権限等に照らすと、いずれも非常に実現が難しいとの結論に達した。

新たな組織を作る可能性については、継承されることが望ましい事業をすべて担う単一の組織が可能なのか、それともその一部を担う組織(場合によっては複数)が現実的なのかについては、新組織を立ち上げる人、それぞれの考え方にもよるので、今後関係者が具体的な可能性について検討することが望ましい。

アジア女性基金の解散後は、継承されることが望ましいいずれの事業についても、政府の判断と協力が欠かせない問題と考えられる。特に、アフターケアと個人情報などの資料保管については、解散までにアジア女性基金として検討し、何らかの方針を政府に提言することが必要と思われる。

以上

理事長談話―第5案

フィリピン・韓国・台湾における償い事業の終了にあたって

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（略称アジア女性基金）は、発足以来7年になります。

「慰安婦」は、かつての戦争の時代に、日本軍の慰安所で将兵に性的奉仕を強いられた女性たちのことです。日本軍の関与のもとに設置され維持された慰安所において、多くの女性が名誉と尊厳を深く傷つけられ、心身にわたり癒しがたい苦痛を与えられました。

平成5年（1993年）8月4日、内閣官房長官談話によって日本政府の反省とお詫びが表明されて以来、償いを行う道が模索されました。平成7年（1995年）7月にいたり、道義的な責任を痛感した政府の決定により、政府と国民が協力して国民的な償いの事業等を行う女性のためのアジア平和国民基金が発足するにいたったのです。

アジア女性基金は、国民的な償い事業の内容を、国民の拠金に基づく償い金と政府資金による医療・福祉支援を総理大臣のお詫びの手紙とともに被害者お一人お一人にお渡しすることと定め、平成7年（95年）8月15日より国民のみなさまに訴える募金活動を開始しました。そして、平成8年（96年）8月よりフィリピンにおいて、平成9年（97年）1月より韓国において、同年5月より台湾において、国民的な償いの事業を開始しました。事業期間は5年間とさだめられ、昨年8月にはフィリピン、本年5月には、韓国、台湾で申請受付を締め切り、このたび償い事業を終了いたしました。

この三国・地域で285人の方々に国民的な償いのしるしを受けとっていただきました。（国・地域別の内訳はフィリピン 人、韓国 人、台湾 人です）。またこれとは別個にオランダの被害者の方々に対して、平成10年（98年）から平成13年（2001年）にかけて政府資金による医療・福祉支援事業がおこなわれ、オランダ事業実施委員会を通じて79人の方々に国民的な償いのしるしがお渡しされました。そのさい橋本総理大臣のcock首相あてのお詫びの手紙の写しが添えられました。

この結果、全体では364人の高齢の被害者に対して、名誉の回復といささかの精神的な癒しをお届けすることができたと考えております。償い事業を受けとられた方々のお気持ちもうかがっています。フィリピンのある被害者は、「50年以上、苦しんできましたが、いまは正義と助けをえられ、幸福に思っています」と語られました。韓国のある被害者は、「日本政府から、私たちが生きているうちに、このような総理のお詫びやお金がでるとは思いませんでした。日本のみなさまの気持ちであることもよくわかりました。」とのべておられます。また、オランダのある被害者は、事業実施委員会に次のような手紙を寄せられました。

「あなたが私のためにしてくださり、これからもしてくださるすべてのことに対してお礼を申し上げます。この金銭的な補償だけでなく、十五歳の少女であった私が受けたあの悲惨さのすべてが認められたことに対してです。そのことが、いまもお口をあけていて、それをかかえて生きていくことに耐えてきたあの傷の痛みを和らげてくれま

す。』

発足時より今日までの国民からの拠金は5億6000万円に達しました。これは全額フィリピン、韓国、台湾の被害者のもとへ、国民のみなさまのお心とともに、お届けいたしました。あらためて、心をこめた拠金をして下さった国民のみなさまに深く感謝をささげるとともに、政府と国民が協力して、これらの三国・地域とオランダでの国民的な償いの事業をやりおえることができたことを喜ぶものであります。

しかし、これらの国々・地域では、アジア女性基金の償い事業に対して、日本政府が法的責任を認めて国家補償をすべきだとする立場から、この償い事業を批判する団体、被害者がおられます。基金としては、これらの人々や団体のご理解を得るべく真摯に対話の努力を重ねましたが、フィリピンを除き、韓国、台湾では最小限の理解もうることができませんでした。結果として韓国、台湾では過半の被害者に、総理大臣のお詫びと反省の手紙、及び国民的な償いのしるしをお届けすることができませんでした。このことは日本の政府と国民に問題を投げかける結果となっていると重く受けとめております。

なおインドネシアにおいては、インドネシア政府との覚書に基づき、平成9年（97年）3月から概ね10年間、同政府が実施する高齢者社会福祉施設の整備事業を支援することになり、現在実施中であります。この事業は平成18年（2006年）3月まで継続されます。

またアジア女性基金は償いの事業を進めることと平行して、「慰安婦」問題を歴史の教訓とする事業を展開し、この問題の認識の発展に努めてまいりました。資料調査分析も啓発活動も、この問題を永く国民の記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという決意に基づくものです。

さらにアジア女性基金は、発足以来、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進してきました。

これらの事業も今後継続してまいります。

平成14年（2002年）7月5日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金理事長

村山 富市

フィリピン・韓国・台湾における償い事業の終了にあたって

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（略称アジア女性基金）は、発足以来7年になります。

「慰安婦」は、第二次大戦の時期に、日本軍の慰安所で将兵に性的奉仕を強いられた女性たちです。日本軍の関与のもとに設置され維持された慰安所において、多くの女性が名誉と尊厳を深く傷つけられ、心身にわたり癒しがたい苦痛を与えられました。

平成5年（1993年）8月4日、内閣官房長官談話によって日本政府が反省とお詫びを表明して以来、日本の政府と国民は償いを行う道を模索してまいりました。平成7年（1995年）7月にいたり、道義的な責任を痛感した政府の決定により、政府と国民が協力して国民的な償いの事業等を行う女性のためのアジア平和国民基金が発足するにいたりしました。

日本政府は、国民的な償い事業の内容を、国民の拠金に基づく償い金と政府資金による医療・福祉支援を総理大臣のお詫びの手紙とともに、アジア女性基金を通して、被害者一人一人にお渡しすることと決めました。アジア女性基金は、これを受けて、平成7年（95年）8月15日より国民のみなさまに対して募金活動を開始しました。そして、平成8年（96年）8月よりフィリピンにおいて、平成9年（97年）1月より韓国において、同年5月より台湾において、国民的な償いの事業を開始しました。事業期間は5年間とさだめられ、昨年8月にはフィリピン、本年5月には、韓国、台湾で申請受付を締め切り、このたびこれらの国・地域における償い事業を終了いたしました。

この三国・地域で、合計285人の方々に総理のお詫びの手紙、政府予算による医療福祉、国民からの償いの拠金を受けとっていただきました。またこれとは別に、オランダの被害者の方々に対して、平成10年（98年）から平成13年（2001年）にかけて政府資金による医療・福祉支援事業をおこない、オランダ事業実施委員会を通じて79人の方々に総理のお詫びの手紙と政府予算による医療福祉を受け取っていただきました。その際、一人一人の被害者に橋本総理大臣のcock首相あてのお詫びの手紙の写しが添えられました。

この結果、全体では364人の高齢の被害者に対して、日本国民の心からの償いをお届けすることができたと考えております。償い事業を受けとられた方々のお気持ちも、うかがっています。フィリピンのある被害者は、「50年以上、苦しんできましたが、いまは正義と助けを得ることができて、幸せに思っています」と話してくれました。韓国のある被害者は、「日本政府から、私たちが生きているうちに、このような総理のお詫びやお金が出るとは思いませんでした。日本のみなさまの気持ちであることもよくわかりました。」と述べておられます。また、オランダのある被害者は、事業実施委員会に次のような手紙を寄せられました。

「あなたが私のためにしてくださり、これからもしてくださるすべてのことに対してお礼を申し上げます。この金銭的な補償だけでなく、十五歳の少女であった私が受けたあの悲惨さのすべてが認められたことに対してです。そのことが、いまもなお口を開けていて、それをかかえて生きていくことに耐えてきたあの傷の痛みを、和らげてくれま

す。」

発足時より今日までの国民のみなさまからの拠金は、5億6000万円に達しました。これは全額フィリピン、韓国、台湾の被害者のもとへ、国民のみなさまのお心とともに、お届けいたしました。あらためて、さまざまな償い、謝罪、お詫びの手紙などを含め、心をこめた拠金をして下さった国民のみなさまに、心より感謝を申し上げます。同時に、政府と国民が協力して、これらの三国・地域とオランダでの国民的な償いの事業をやりおえることができたこと、そしてアジア女性基金がその一端を担うことができたことを嬉しく思います。

しかし、これらの国々・地域では、アジア女性基金の償い事業に対して、日本政府が法的責任を認めて国家補償をすべきだとする立場から、この償い事業を批判する被害者もおられます。そうした被害者を支えてアジア女性基金を批判してきた方々もおられます。基金としては、これらの被害者や人々の理解を得るため真摯に対話の努力を重ねましたが、フィリピンを除き、韓国、台湾では十分理解を得ることができませんでした。アジア女性基金として深く反省すべき点と考えております。それはまた、日本の政府にも、95年のアジア女性基金の設立以来の政策と対応につき、今一度深く自省すべき問題を投げかけているものと思います。

なおインドネシアにおいては、インドネシア政府との覚書に基づき、平成9年(97年)3月から10年間、同政府が実施する高齢者社会福祉施設の整備事業を支援することになり、現在実施中です。この事業は、平成18年(2006年)3月まで継続されます。

また、アジア女性基金は償いの事業を進めることと平行して、「慰安婦」問題を歴史の教訓とする事業を展開し、この問題の認識の発展に努めてまいりました。歴史の教訓とする事業は、日本政府がアジア女性基金を設立した際目的とした4つの柱(①国民的な償いのための基金の設立、②医療・福祉事業への政府の拠金、③日本政府により反省とお詫びの表明、④歴史の教訓とするための歴史資料整備の推進)の1つです。歴史資料の収集、調査、分析も、それに基づく啓発活動も、この問題を永く国民の記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという決意に基づくものです。アジア女性基金は、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進してきましたが、これも、こうした問題は「慰安婦」という忌むべき制度を生み出した過去の日本の延長線にある問題にほかならないとの考えに基づくものです。このように歴史の教訓とする事業と女性の尊厳を守るため今日的な諸問題に対処していく事業は、アジア女性基金の重要な事業であり、今後とも全力をあげて継続してまいります。今後共、国民のみなさまからの暖かい御理解と御支援を心よりお願い申し上げます。

平成14年(2002年)7月5日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金理事長
村山 富市

2002. 6. 24

理事会

寄附金（募金）等に関する対応について（案）

1. 国民各位（拠金者等）に対する広報等

(1) これまで、募金は全てフィリピン、韓国、台湾において「慰安婦」とされた方々への償い金の原資として用いる趣旨で、協力を呼びかけてきた。

(2) このため、広く国民に対して、この趣旨の募金活動は終えた旨を広報する必要がある。具体的には、

ア、記者発表（会見）2002. 7. 16 ～18日の都合の良い日・午後2時から（場所未定）

イ、新聞等広報（全国中央紙、地方紙等）

理事長等の談話に並行して募金活動等の経過を掲載する。

ウ、リーフレット（配付用資料）

償い事業の経過概要、募金の収支状況等をまとめたリーフレットを作成し、記者会見並びに拠金者等へ提供する。

エ、基金ニュース

理事長等の談話など必要な項目で編集した臨時号を発行する。

2. 償い金募金口座の扱い（案）と税法上の指定寄付金の扱い

(1) 償い金の原資とした募金活動は終了する旨の広報する。

（その際、当該募金口座は閉じることを併記する。又は、一般募金口座として存続させ、一般募金の目的、用途を明確にして併記する。）

(2) 寄附金（募金）の税法上の指定（指定期限2002. 10. 11日）は解かれることとなる。

3. その他

(1) 募金受入に協力された、日本赤十字社及び社会福祉協議会への連絡

(2) 労働界、経済界、政界及び職域募金関係（中央省庁及び関係機関並びに地方公共団体等）者への連絡

スケジュールについて

2002年6月18日

		新聞広告	基金ニュースNO.20	リーフレット
6月	18 (火)	運営審議会		
	19 (水)			
	20 (木)	●正式オーダー入れ		●入稿
	21 (金)			
	22 (土)			
	23 (日)			
	24 (月)	理事会		●原案提示
	25 (火)		●入稿	
	26 (水)	●原稿素材受け取り		
	27 (木)	●第1稿校正	●初校(27日中に戻し)	
	28 (金)	↓ 修正		
	29 (土)		●フイルム出し(再校・色校)	
	30 (日)			
7月	1 (月)	●第2稿校正	●印刷	
	2 (火)	●校了		
	3 (水)	●入稿		
	4 (木)			
	5 (金)	記者発表	●納品	●納品
	6 (土)			
	7 (日)	△掲載		
	8 (月)			
	9 (火)		●発送	
	10 (水)		↓	
	11 (木)		拠金者のもとへお届け	
	12 (金)			
	13 (土)			
	14 (日)			
	15 (月)			
	16 (火)			
	17 (水)			
	18 (木)			
	19 (金)	アジア女性基金設立日		

フィリピン・韓国・台湾における償い事業の終了にあたって

(A案)

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的責任を痛感した政府の決定に基づき、政府と国民が協力して元「慰安婦」の方々に国民的な償いの気持ちを表すための事業と、女性に対する暴力など今日なお存在する問題の解決を推進するため、戦後50年の節目にあたる平成7年（1995年）に政府によって設立されました。以来、みなさまのご協力による国民的な償いの気持ちを表す「償い金」と日本国内閣総理大臣のお詫びの手紙及び政府資金による医療・福祉支援事業を、申請された個々の元「慰安婦」の方々にお届けする事業を5年間にわたり、フィリピン、韓国、台湾において実施し、これらの国々、地域における本年5月1日には、韓国、台湾で申請受付を締め切り、このたび償い事業を終了いたしました。

償い事業をお届けした元「慰安婦」の方々はフィリピン、韓国、台湾で総計285名となりました。お寄せいただきました「償い金」の募金総額は2002年6月末現在約5億6000万円余となりましたが、みなさまのご協力にもかかわらず、募金額に不足が生じました。そのため、設立の際、これもみなさまからの寄付金によって作られました財団の基本財産の一部を処分してその不足を補うことといたしました。5年間の事業期間内に受け取りを希望されたすべての方々に、何とかご希望どおり、日本国民の心からの償いをお届けすることが出来ました。あらためて、心をこめた拠金をしてくださった国民のみなさまに深く感謝するとともに、政府と国民が協力して、これらの国々・地域での国民的な償い事業をやり終えたことができたことを心から喜ぶものであります。「日本政府から、私から生きているうちにこのような総理のお詫びやお金が出るとは思いませんでした。日本のみなさまの気持ちであることもよくわかりました。」と多くの被害者から声が寄せられています。「被害者がお元気でいらっしゃるうちに、一刻も早く」との気持ちでスタートしたアジア女性基金の償い事業を受け取られた285名の方々の中にも多くの訃報が聞かれます。

他方、政府資金による医療・福祉支援事業を、オランダでは79名の方が受け取られ、昨年2001年7月に終了いたしました。インドネシアにおける事業は、インドネシア政府との覚書に基づき、2006年3月まで実施してまいります。

アジア女性基金では、償い事業と平行して、二度と同じ誤りを繰り返すことがないよう、「慰安婦」問題という女性に対する暴力の原点を歴史の教訓として、さまざまな啓発活動を行い、調査研究などによる女性の人権、暴力撤廃への対応を被害者の立場、視点から提言する事業などを継続してまいります。今後ともご協力いただけますようお願い申し上げます。

フィリピン、韓国、台湾の事業が終了した現在、日本国民の償いの気持ちを受け止めてくださいました多くの被害者の方々のこれからの人生が、引き続き安らかなものであるよう心から願ってご報告いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

「償い金」に係る募金終了のお知らせ（A案）

フィリピン、韓国、台湾における償い事業終了に伴い、その「償い金」の原資としておりました募金（寄付金）の活動を終了させていただきます。これまで、国民の皆さま方、各界各層から寄せられた募金（寄付金）の全ては、285名の元「慰安婦」とされた方々へお届けいたしました。心よりご協力に感謝申し上げます。なお、募金口座は、〇〇月〇〇日をもって閉じることにいたしました。

寄付金(募金)の収支状況

6.19現在	
募金収入総額	560,690,877円 (預金利息を含む)
〔支出内訳〕	
償い金	570,000,000円 (285名分確定)
外債差損等	80,416円
募金支出総額	570,080,416円
募金不足額	△9,389,539円
(注)募金の不足額は、基本財産の一部を処分し補う。	

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 理事長 村山富市

〒107-0052
東京都港区赤坂2-17-42

TEL.03-3583-9346 FAX.03-3583-9347

ホームページ/ <http://www.awf.or.jp>
E-mail/ info@awf.or.jp dignity@awf.or.jp

フィリピン・韓国・台湾における償い事業の終了にあたって

(B案)

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的責任を痛感した政府の決定に基づき、政府と国民が協力して元「慰安婦」の方々に国民的な償いの気持ちを表すための事業と、女性に対する暴力など今日なお存在する問題の解決を推進するため、戦後50年の節目にあたる平成7年（1995年）に政府によって設立されました。以来、みなさまのご協力による国民的な償いの気持ちを表す「償い金」と日本国内閣総理大臣のお詫びの手紙及び政府資金による医療・福祉支援事業を、申請された個々の元「慰安婦」の方々にお届けする事業を5年間にわたり、フィリピン、韓国、台湾において実施し、これらの国々、地域における本年5月1日には、韓国、台湾で申請受付を締め切り、このたび償い事業を終了いたしました。

償い事業をお届けした元「慰安婦」の方々はフィリピン、韓国、台湾で総計285名となりました。お寄せいただきました「償い金」の募金総額は2002年6月末現在約5億6000万円余となりましたが、みなさまのご協力にもかかわらず、募金額に不足が生じました。そのため、設立の際、これもみなさまからの寄付金によって作られました財団の基本財産の一部を処分してその不足を補うことといたしました。5年間の事業期間内に受け取りを希望されたすべての方々に、何とかご希望どおり、日本国民の心からの償いをお届けすることが出来ました。あらためて、心をこめた拠金をしてくださった国民のみなさまに深く感謝するとともに、政府と国民が協力して、これらの国々・地域での国民的な償い事業をやり終えたことができたことを心から喜ぶものであります。「日本政府から、私から生きているうちにこのような総理のお詫びやお金が出るとは思いませんでした。日本のみなさまの気持ちであることもよくわかりました。」と多くの被害者から声が寄せられています。「被害者がお元気でいらっしゃるうちに、一刻も早く」との気持ちでスタートしたアジア女性基金の償い事業を受け取られた285名の方々の中にも多くの訃報が聞かれます。

他方、政府資金による医療・福祉支援事業を、オランダでは79名の方が受け取られ、昨年2001年7月に終了いたしました。インドネシアにおける事業は、インドネシア政府との覚書に基づき、2006年3月まで実施してまいります。

アジア女性基金では、償い事業と平行して、二度と同じ誤りを繰り返すことがないように、「慰安婦」問題という女性に対する暴力の原点を歴史の教訓として、さまざまな啓発活動を行い、調査研究などによる女性の人権、暴力撤廃への対応を被害者の立場、視点から提言する事業などを継続してまいります。今後ともご協力いただけますようお願い申し上げます。

フィリピン、韓国、台湾の事業が終了した現在、日本国民の償いの気持ちを受け止めてくださいました多くの被害者の方々のこれからの人生が、引き続き安らかなものであるよう心から願ってご報告といたします。ご協力、誠にありがとうございました。

「償い金」に係る募金終了のお知らせ（B案）

フィリピン、韓国、台湾における償い事業終了に伴い、その「償い金」の原資としておりました募金（寄付金）の活動を終了させていただきます。これまで、国民の皆さま方、各界各層から寄せられた募金（寄付金）の全ては、285名の元「慰安婦」とされた方々へお届けいたしました。心よりご協力に感謝申し上げます。なお、これまでの募金口座は、一般募金として引き続き存続いたしますが、税法上の指定は、平成14年10月11日が期限となります。また、一般募金の目的・用途は、女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する経費として管理、執行することになります。

寄付金(募金)の収支状況

8:19現在	
募金収入総額	560,690,877円 (預金利息を含む)
[支出内訳]	
償い金	570,000,000円 (285名分確定)
外債差損等	80,416円
募金支出総額	570,080,416円
募金不足額	△9,389,539円
(注)募金の不足額は、基本財産の一部を処分し補う。	

財団法人 **女性のためのアジア平和国民基金** 理事長 村山富市

〒107-0052
東京都港区赤坂2-17-42

TEL.03-3583-9346 FAX.03-3583-9347

ホームページ/ <http://www.awf.or.jp>
E-mail/ info@awf.or.jp dignity@awf.or.jp

2002. 6. 24

理事会

寄附金（募金）の収支状況

(1995. 7 ～ 2002. 6)

200. 6. 19現在 募金収入総額 560,690,877円 (預金利息を含む)

(支出内訳)

償 い 金 570,000,000円 (285名分確定)

外為差損等 80,416円

募金支出総額 570,080,416円

募金不足額 Δ 9,389,539円

〔注〕募金の不足額は、基本財産の一部を処分し補う。

寄附金収支調べ(平成14年度)

平成14年6月19日現在
(単位:円)

区分	寄附金収入			利息収入			収入合計 (A+B) = (C)	支出 (D)	差引預貯金 残額
	銀行口座	郵便振替	合計 (A)	銀行口座	郵政定期	合計 (B)			
前年度末累計	486,649,865	89,050,075	555,699,940	2,460,882	37,069	2,497,951	558,197,891	426,017,184	132,180,707
4/10口座間組替	70,000,000	△ 70,000,000	0	37,069	△ 37,069	0	(郵便定期を銀行預金に組替え)		
再 計	536,649,865	19,050,075	555,699,940	2,497,951	0	2,497,951	558,197,891	426,017,184	132,180,707
平成14 4	234,433	1,433,535	1,667,968		870	870	1,668,838	44,000,000	89,849,545
H14.4末累計	536,884,298	20,483,610	557,367,908	2,497,951	870	2,498,821	559,866,729	470,017,184	89,849,545
組戻 (5/16)			0			0	0	△ 1,940,768	91,790,313
返納 (5/17)			0			0	0	4,000	91,786,313
5/17口座間組替	20,000,000	△ 20,000,000	0			0	(郵便振替残高を銀行預金に組替え)		
再 計	556,884,298	483,610	557,367,908	2,497,951	870	2,498,821	559,866,729	468,080,416	91,786,313
5	6,000	697,536	703,536			0	703,536	82,000,000	10,489,849
6		120,310	120,310	302		302	120,612	18,000,000	△ 7,389,539
7			0			0	0		△ 7,389,539
8			0			0	0		△ 7,389,539
9			0			0	0		△ 7,389,539
10			0			0	0		△ 7,389,539
11			0			0	0		△ 7,389,539
12			0			0	0		△ 7,389,539
平成15 1			0			0	0		△ 7,389,539
2			0			0	0		△ 7,389,539
3			0			0	0		△ 7,389,539
当期計	240,433	2,251,381	2,491,814	302	870	1,172	2,492,986	142,063,232	△ 139,570,246
当期末累計	556,890,298	1,301,456	558,191,754	2,498,253	870	2,499,123	560,690,877	568,080,416	△ 7,389,539
								(284名分)	

注1 償い金支出284名、568,000,000円、1名の送金保留中を含めると総支出額は、570,080,416円で確定する。

△ 9,389,539

2 不足額は基本財産の一部を充当

戦後補償実現！FAX速報 No.380 2002.6.15

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」与党側の抵抗つよく審議入りは会期延長後か

「慰安婦」問題の解決をめざす「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」(本紙前号参照)は、与党側の抵抗が強く、6月15日現在参議院内閣委員会(佐藤泰介委員長)で審議入りのメドがたっていない。現在同委員会には他に審議する法案もなく、すみやかに同法案の審議に入るべきところを、与党側は、①「慰安婦」問題はサンフランシスコ条約で解決済みと政府が主張している、②政府は「国民基金」で努力している、③国際世論に火をつけるようなことをせず、静かに見守りたい(審議をすれば否決せざるを得ないが、否決の結論だけが海外に伝わると誤解を招くので、否決もしたくない)などと主張し、審議に応じない態度を崩していない。同委員会理事会で野党側理事が繰り返し審議入りを要求してきたが、14日医療法案の衆院厚生労働委での強行採決などに野党側が反発して、審議拒否が続いているため、会期内の審議入りは難しくなってきた。「慰安婦」問題の立法解決を求める会の土屋公献会長らは11日参議院内閣委員会の全理事と参院自民党幹事長、国対委員長らに早期審議を求める要請書を提出し、12日にも全参議院議員に要請書を配布した。会期延長後の審議入りをめざして、下旬に海外から被害者を招いて要請活動を強化することも検討している。

なお、12日の参議院憲法調査会(上杉光弘会長)では戸塚説朗神戸大助教授、横田洋三中央大教授が参考人として意見陳述したが、戸塚助教授は「慰安婦」問題解決の重要性を強調した。(同調査会の議事録は参議院HP:www.sangiin.go.jpで読める。)

◆「国民基金」が「償い金」支給事業資金不足で、基本財産を取り崩し、閣僚に追加寄付要請

「女性のためのアジア平和国民基金」(「国民基金」、村山富市理事長)は10日までに「償い事業」の原資となる募金が底をつき、財団の基本財産(3800万円)の一部を取り崩して補填するとともに、小泉首相以下の閣僚に1人10万円程度の寄付を求めることを決め、所管の外務省をとおして要請した。5月1日までに290人弱から申請があり、現在までの募金額は約5億6千万円で、申請者全員への支給に約1千万円が不足しているもよう。最後の最後まで無理と難航を重ねた事業となった。(6/11毎日)

◆元「女子勤労挺身隊員」の韓国人被害者ら三菱本社前で訴え

13日「強制連行問題解決をめざす総行動」で三菱重工本社前で行われた集会には名古屋三菱訴訟の原告金恵玉さん(71)や太平洋戦争犠牲者光州遺族会代表の李金珠さん(81)らが参加し、「百万人以上の朝鮮人を使えるだけ使い、敗戦後はゴミのように捨てるのか?」「謝罪と補償を勝ち取る」と訴えた。裁判中に亡くなった原告らの祭壇も設けられ、献花しながら、「W杯が共催されても、補償問題が解決しない限り、日韓は真に“近い国”にはなれない」と語った。(6/13共同)

◆ILO総会、来年日本の29号条約違反問題を取り上げると労使共同宣言

3日からジュネーブで開催されているILO総会で、条約適用委員会のコートベック労働者側議長、ビスキルシェン使用者側副議長は来年(03年)の総会議題として日本の戦時

中の「慰安婦」・強制労働問題を取り上げると労使共同宣言で確認した。96年にILO条約勧告適用専門家委員会が年次報告書で日本の「慰安婦」問題を取り上げ、29号条約(強制労働禁止条約)違反を指摘してから繰り返し勧告を受け、総会の労働者側作業委員会で激しい議論が交わされながら、総会の正式議題となることは見送られてきた。従来総会議題として取り上げることに日本政府と足並みをそろえて反対してきた日本の連合が、今年98号条約(組織・団体交渉権)を取り上げることを条件に来年取り上げることを容認したもので、連合が態度を軟化させたとの見方がある一方で、時間稼ぎと警戒する声もある。(強制連行全国ネット)

◆米でカトリック聖職者の性虐待に批判高まる。ネブラスカ州で80万ドル賠償判決

米国のカトリック聖職者が性的虐待を重ね、厳しい社会的批判を受けている問題で、全米カトリック司教会議は13・14日テキサス州ダラスに枢機卿・司教約300人が集まり被害者や信徒らに許しを請う総会を開いた。全米で過去18年間に少なくとも1500人の聖職者が性的虐待で訴えられ、現在も約300件の損害賠償訴訟が起こされている。教会側が問題に気づきながら、何度も教区を移動させ、被害が拡大したケースも少なくなく、教会全体の姿勢が問われている。トラウマに苦みながら、名乗り出れない被害者の数も多いとみられる。4月には全米の枢機卿13人全員がローマ法王に召喚される事態となり、すでに約250人の司教が解任され、4人が辞任している。5月4日にはボストンで71歳の元神父が逮捕され、5月14日にはバンティモアで被害者の26歳の青年が逆に56歳の神父に鞭打し、銃撃し重傷を負わせた容疑で逮捕される事件も起きている。6月14日ネブラスカ州裁の陪審は23歳の青年と母親の訴えを認めカトリック教会に80万ドル(約1億円)の支払いを命じる評決を下した。13日の開会演説でウィルトン・グレゴリー全米カトリック司教会議議長は、教会が虐待を見逃がしてきた責任を認め、被害者や家族に謝罪した。4人の被害者も登壇して、涙ながらに証言し、過ちを繰り返さないよう強く訴えた。会議は「子どもと若者を守るための憲章」を採択したが、「聖職者としての職務は停止するが、解職はせず」と教会に留まることを認めたため、無条件の聖職剥奪を求める被害者や一部の司教の間に失望と不信が広がっている。被害者団体「神父による虐待を乗り切った者たちのネットワーク」(本部=シカゴ、会員約4千人)などは加害神父への厳重な処罰を求めてさらに追及する方針。(各紙から)

■<案内>「慰安婦」問題の早期解決を！第62回サイレント・デモ

6月19日(水)11:30、参議院議員会館前。終了後、資料等配布予定。呼びかけ=「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646。

■<案内>朝鮮人強制連行真相調査団関西地区研究会「ピョンヤン討論会での論議と今後」

6月29日(土)14:00、空野法律事務所(大阪弁護士ビル2F)、報告=空野佳弘(調査団日本人側事務局長)、ほか、連絡先=真相調査団日本人側全国連絡協議会 T06-6361-5488。

■<案内>《細菌戦裁判の勝訴判決をめざして》6・29緊急集会

6月29日(土)18:00、中野ZERO西館1F学習室B、「中国の民衆から見た日本軍の生物戦」報告=西川重則(平和遺族会全国連絡会事務局長)、松村高夫(慶応大教授)、轟莉莉(東京女子大教授)、土屋公献(弁護士)、資料代=500円。連絡先=T/F048-882-4707(那須)。

【裁判情報】●6月19日(水)13:15海陽島戦時性暴力被害者訴訟第3回公判、東京地裁627号。●6月28日(金)11:00平頂山事件訴訟判決、東京地裁。●6月28日(金)13:30シベリア抑留謝罪補償請求訴訟控訴審判決、大阪高裁。